

## <資料1>

### —日本コミュニティ心理学会諸規程—

#### <日本コミュニティ心理学会 若手学会員研究・実践奨励賞に関する規程>

第1条 長期的視点に立った本学会の目的達成のため、若手学会員における研究・実践活動の促進向上を図るべく奨励金給付の規程を設ける。

第2条 本規程の対象となる者は、本学会員であり、満40歳未満の者またはその要件を満たす研究グループとする。

第3条 所定の書式による研究・実践活動奨励金給付申請及び所定の選考手続きを経て、選考された研究・実践活動1件に対し学会は10万円の奨励金給付を行なう。  
給付対象となる研究は、各年度において2件以内とし、その原資は学会経常費から支出する。

第4条 選考され奨励金給付を受けた研究・実践活動の期間は、本規程上では2年間で行われるものとして扱う。  
研究奨励金の給付を受けた者またはグループは、給付を受けた日から2年以内に終了し、その後すみやかに、その成果を公表しなければならない。

第5条 第3条にかかる選考のために、選考委員会を設ける。選考委員会は当分の間、常任理事会がこれを兼ねる。

第6条 奨励金給付申請については、所定の書式(1)により、学会長宛で学会事務局に行なうものとする。申請期間は毎年、4月1日から4月30日までとする。

第7条 奨励金の給付を受けた者またはグループは、給付から2年を越えた時点で所定の書式(2)により支出報告を行なわなければならない。

第8条 本規程は、2003年1月1日から発効する。この規程の改廃は理事会の議を経て総会において行う。